

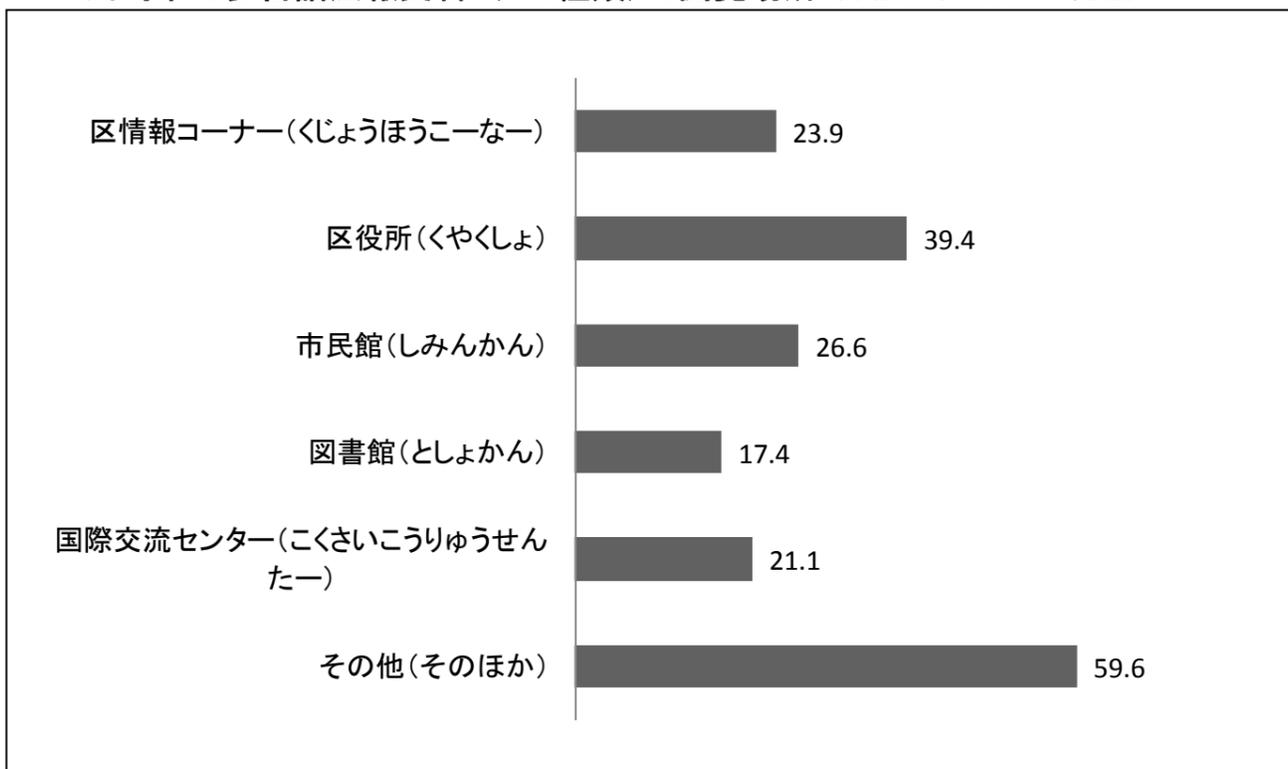
がいこくじん す
外国人も住みやすいまちづくり

1 かわさきしがいこくじんしみん くべつ おも こくせきべつがいこくじんとろうくしゃす
川崎市外国人市民 区別・主な国籍別外国人登録者数

ねん がつまつじつげんざい
2011年12月末日現在

こくせき 国籍	かわさき 川崎区	さいわい 幸区	なかはら 中原区	たかつ 高津区	みやまえ 宮前区	たまく 多摩区	あさおく 麻生区	しぜんたい 市全体
かんこく・ちょうせん 韓国・朝鮮	4,123	1,033	977	901	624	725	374	8,757
ちゅうごく 中国	3,495	1,327	1,527	1,189	772	1,289	750	10,349
ふいりびん フィリピン	1,416	432	520	537	346	480	139	3,870
ぶらじる ブラジル	576	58	77	82	64	69	38	964
いんど インド	548	232	122	66	26	34	10	1,038
べるー ペルー	297	118	23	35	36	6	26	541
べとなむ ベトナム	210	53	73	94	85	99	34	648
たい タイ	202	62	81	66	46	48	34	539
ねぼーる ネパール	77	28	129	31	17	72	5	359
あめりか アメリカ	63	77	144	134	122	108	100	748
たのこくせき 他の国籍	522	242	590	515	510	589	344	3,312
ごうけい 合計(人)	11,529	3,662	4,263	3,650	2,648	3,519	1,854	22,368

2 かわさきし たげんごこうほうしりょう (109種類)の閲覧場所
川崎市の多言語広報資料(109種類)の閲覧場所(平成23年4月1日現在)



3 がいこくじんしみん こうほう かた かん かんが かた ばつすい
外国人市民への広報のあり方に関する考え方(抜粋)

ねん がつついたちしこう
1998年4月1日施行

ねん がつついたちいちぶかいせい
(2011年4月1日一部改正)

1 がいこくご こうほう じゅうじつ
外国語による広報の充実

- (1) 市が行う広報のうち、外国人市民に関係がある情報については、できるかぎり多くの外国語で広報すること(以下「多言語広報」)。
- (2) 多言語広報が望ましい情報とその優先順位は、表1の基準によるものとする。

表1 多言語広報の優先順位の基準

- (1) 緊急の事態の対応に関する情報(災害、火災、事故、盗難、救急医療等)
- (2) 外国人市民の生活・相談に関する情報(国際交流協会の業務案内等)
- (3) 外国人市民の義務に関する情報(外国人登録、入管法関係、税制制度等)
- (4) 保健、福祉、教育に関する情報(乳幼児健診、保育園、就学、識字学級案内等)
- (5) 日常生活に関する情報(ごみの処理、公共料金の納付方法等)
- (6) 外国人市民の利用が多い施設情報(市民館、保健所、福祉事務所の業務案内等)

2 たげんごこうほう おこな ばあい げんご
多言語広報を行う場合の言語

- (1) 多言語広報を行う場合は、次の6言語で行うことを標準とします。
英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、タガログ語
- (2) 外国人市民に関わりがある情報の日本語広報資料を作成する場合は、平易でわかりやすい表現にするとともに、できるかぎり、「ひらがなルビ」を付けることが望まれます。
- (3) 施設内外の表示・案内、道路案内、交通機関の行き先表示等は、英語(固有名詞にはローマ字、普通名詞は英語)を併記するとともに、絵文字(ピクトグラム)等を活用することが望まれます。

4 がいこくじんしみんじょうほうこーなーせっち
外国人市民情報コーナーの設置

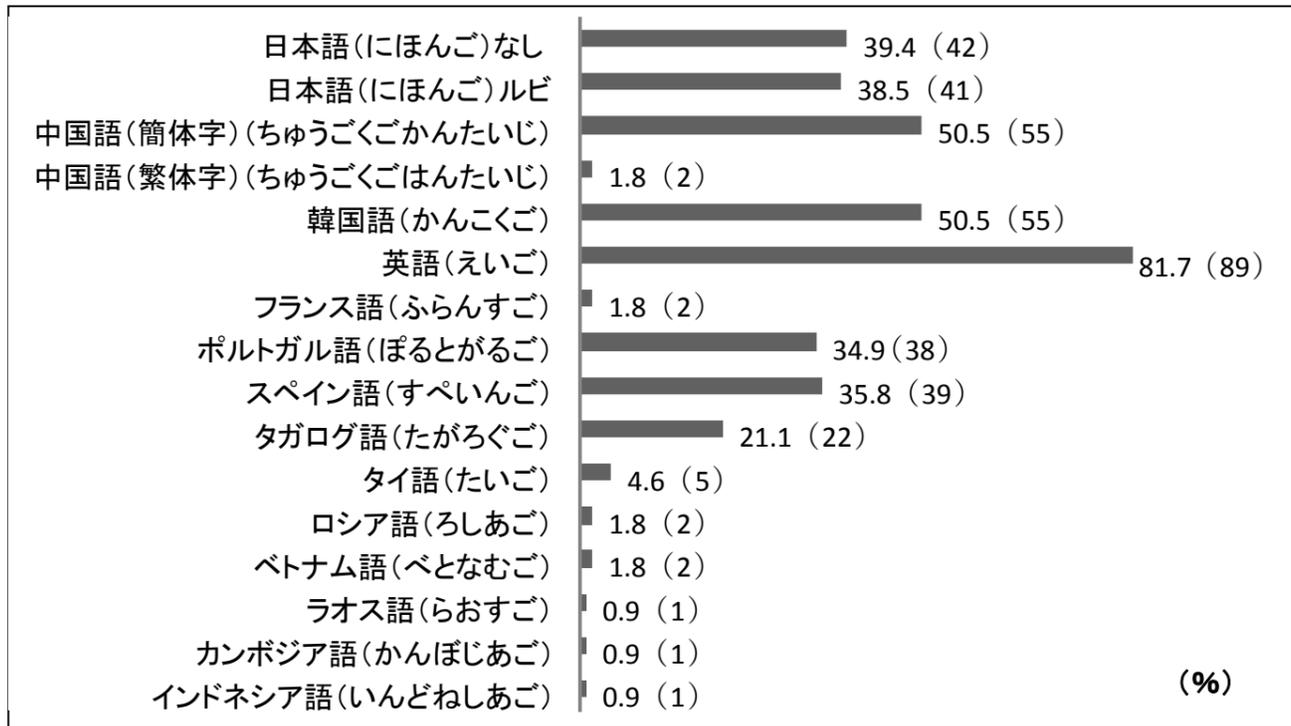
外国人市民向けの多言語広報資料及び「ひらがなのルビ」付き広報資料を置くために、次のとおり「外国人市民情報コーナー」を設置します。

区別	区役所	市民館	図書館	その他
かわさきく 川崎区	かわさきくやくしよ 川崎区役所	きょういくぶんかかいかん 教育文化会館	かわさきとしよかん 川崎図書館	じょうほうぶらさ 情報プラザ

6 あらた がいこくじんしみん がいこくじん そうだんまどぐち ごあんない はいふ
新たな外国人市民への「外国人のための相談窓口の御案内」の配布

- (1) 新たに市民となった外国人(新規登録、転入登録者)が、川崎市で生活する上で、特に、重要な事項の確認を容易に行うことができるように、多言語で作成した外国人のための相談窓口の御案内「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を区役所・支所の外国人登録窓口で配布します。

4 川崎市の多言語広報資料（109種類）における作成言語の状況（平成23年4月1日現在）



※ () は種類数です。日本語が全く記載されていない資料もあります。

5 川崎市外国人市民代表者会議で審議された外国人市民への情報提供方法について

2005年度川崎市外国人市民代表者会議で外国人市民への情報提供方法について、審議されました。

参考として、お示します。

(1) 提言

外国人市民にとって必要な情報がより広く周知されるよう、情報の提供方法について見直しを行う。

- 各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。
- 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料「川崎市に住む外国人の皆さんへ」を渡すようにする。

(2) 背景・理由(2005年度年次報告抜粋)

外国人市民への情報提供については、これまでも代表者会議からいくつかの提言が出され、

- 「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」の策定
- 外国人市民情報コーナーの設置
- 「新しく登録された方及び転入された外国人の皆さんへ」(2005年10月「川崎市に住む外国人の皆さんへ」に改訂)の配布

など、さまざまな取組が行われてきました。しかし、オープン交流会(代表者会議での調査審議内容を、代表者以外の外国人市民や日本人市民に公開し、より広範な意見を聴いて提言に活かすことを目的に開催)などでは依然として「情報が無い」「どのような情報がどこにあるかがわからない」という外国人市民からの意見が多く出されています。

第5期代表者会議で、情報に関する実態調査等を行った結果、

- 情報が無いわけでないが、必要な人に届いていない
- 情報コーナーの場所がわかりにくい施設がある
- 情報コーナーに置かれている情報の種類や更新状況など、管理体制が各施設によってばらばらである
- 「外国人の皆さんへ」を渡していない区役所がある

ことがわかりました。

- 情報コーナーについては、もっと目立つように表示を多言語化したり、外国人登録窓口の職員が窓口に来た人に情報コーナーを紹介
- 資料の更新が責任をもって行われるよう、管理体制を見直すことも必要
- 「外国人の皆さんへ」をあることを知らない外国人市民が多いので、外国人登録に来た人に必ず渡すとともに、多言語のポスターを作成するなどPRの方法を工夫する

(3) 提言に対する取組状況

提言1:各区の区役所、市民館、図書館等に設置された外国人市民情報コーナーを改善する。

取組状況:人権・男女共同参画推進連絡会議外国人市民専門部会におけるワーキンググループでの検討

の結果、「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」を4月1日付けで一部改正した。この改正により、多言語広報を行う場合の標準言語にタガログ語が追加され5言語から6言語に増え、日本語の広報資料

についても平易で分かりやすい表現にすることが盛り込まれた。これらにより、今後、外国人市民情報

コーナーの充実を図る。

提言2 外国人登録窓口に来たすべての外国人に、多言語情報資料「川崎市に住む外国人の皆さんへ」

を渡すようにする。

取組状況:2011年度版として「川崎市に住む外国人に皆さんへ」を一部改訂し、各区からの追加送付依頼

に基づき、送付している。また、ホームページ上でも公開し、広く利用できるようにしている。なお、4月

1日付けで改正した「外国人市民への広報のあり方に関する考え方」において「川崎市に住む外国人の

皆さんへ」の補充について明記し、補充が円滑に行われるよう整備した。今後も区役所において配布が

続けられるように取り組んでいく。